

平成19年（行コ）第290号不当労働行為救済命令取消請求控訴事件

控訴人 全日本造船機械労働組合関東地方協議会神奈川地域労働組合

被控訴人 国

被控訴人補助参加人 トヨタ自動車株式会社外1

準備書面

平成19年10月24日

東京高等裁判所第12民事部 御中

控訴人訴訟代理人

弁護士 井上 啓

1 国際人権規約B規約違反

- (1) 原判決は、労組法27条に定める労働委員会の救済命令制度は、憲法28条の保障する労働者の団結権及び団体行動権の保護を目的とし、これらの権利を侵害する使用者の一定の行為を不当労働行為として禁止した労組法7条の規定の実効性を担保するために設けられたものであり、したがって、不当労働行為の救済に関する我が国の労組法の規定は、我が国に存在する労使関係に対して適用されるものと解するのが相当であるとしたうえで、本件申立の実質は、結局のところ、フィリピン共和国におけるフィリピントヨタ社とその労働者又はフィリピントヨタ労組との間の労使関係において生じた労使紛争の救済を求めるもので、国外の労使紛争を対象としたものというべきであるとし、我が国の労組法の規定の適用はないという他はないとした。
- (2) しかしながら、我が国も批准している「市民的及び政治的権利に関する国際規約」（いわゆる国際人権規約B規約）の第22条（結社の自由）第1項は「すべての

者は、結社の自由についての権利を有する。この権利には、自己の利益の保護のために労働組合を結成し及びこれに加入する権利を含む。」とし、同3項が「この条のいかなる規定も、結社の自由及び団結権の保護に関する1948年の国際労働機関の条約の締約国が、同条約に規定する保護を阻害するような立法措置を講ずること又は同条約に規定する保障を阻害するような方法により法律を適用することを許すものではない。」としている。

本件は、フィリピントヨタ労組はもちろん、同労組の上部労組としての控訴人組合にとって、わざわざ海を渡って助けを求めてきたフィリピントヨタ労働者・労働組合をメンバーとして加入させ、連帯して解決に当たることを約束した重大事件であり、我が国における控訴人組合の交渉能力・力量が問われる問題であり、さらには、加盟団体であるフィリピントヨタ労組との連帯にも影響を及ぼしうる問題であることからすると、単に我が国の労組法の適用なしとする現判決の法律適用のあり方こそが、控訴人組合の団結権の保障を阻害するような方法による法律の適用であり、国際人権規約B規約の前記条項に違反するものと言わねばならない。

また、憲法98条2項は「日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。」と規定しており、国際人権規約B規約の前記条項に違反するということは、憲法98条2項にも違反していることとなる。

(3)さらに、国際人権規約B規約の第2条2項は、「この規約の各締約国は、立法措置その他の措置がまだとられていない場合には、この規約において認められている権利を実現するために必要な立法措置その他の措置をとるため、自国の憲法上の手続及びこの規約の規定に従って必要な行動をとることを約束する。」とし、さらに同条3項では「司法上の救済措置の可能性を発展させること」まで約束されているのである。

そして、国際人権法の国内法制への編入の仕方については、我が国の場合、第

1に条約を核とする国際人権法は、批准によって、特別の立法措置を要せずに法律に優先する法として国内法制に編入され、第2に裁判所は原則として条約を直接適用できるし、しなくてはならないのである(甲61・戸塚『国際人権法入門』280頁以下)。

2 控訴理由書の訂正

同8頁(3)の「2005年11月」→「2004年9月」に、

同所「労働雇用省」→「フィリピン高裁」にそれぞれ訂正する。

以上

平成19年（行コ）第290号不当労働行為救済命令取消請求控訴事件

控訴人 全造船関東地協神奈川地域労組

被控訴人 国

被控訴人補助参加人 トヨタ自動車㈱外1

証拠申出書

平成19年10月22日

東京高等裁判所民事第12部御中

控訴人訴訟代理人

弁護士 井上 啓

第1 1 人証の表示

京都府

証人 戸塚悦朗(同行・主尋問約60分)

2 立証趣旨

・証人は、現在龍谷大学法科大学院教授の地位にあるが、国際人権法の専門家として、本件についてもグローバル化の中で起きてきた「国際的な労使紛争」解決の観点から、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」（いわゆる国際人権B規約）22条（結社の自由）、同2条（人権実現の義務）の適用がありうる、との証言ができる

3 尋問事項

別紙尋問事項記載のとおり

尋 問 事 項(証人・戸 塚 悦 朗)

- 1 国際人権法の観点からみた本件紛争について
- 2 国際人権B規約の法規範性について
- 3 同規約22条及び同2条2項の適用可能性について
- 4 憲法98条2項の定める国際法規遵守の必要性について
- 5 国際的な人権侵害行為に対する法適用の仕方について
- 6 その他、本件に関する一切の事情

以上